

# 新型コロナウイルス感染症で受診される方へ

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、10月1日より他の疾病との公平性の観点も踏まえ、自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ公費を継続する方針となりました。国の方針の変更に伴い、公費負担（補助）の金額についても変更となります。

公費の種類は、現在以下の2種類のみとなっておりますが、10月1日以降公費負担の金額が変更となります。

①治療薬の薬剤費の全額を補助 ⇒ 10月1日より自己負担が発生します。

上限額は、自己負担割合に応じ負担となります。1割の方：3,000円 2割の方：6,000円 3割の方：9,000円

②新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費 ⇒ 10月1日より半減。

| 項目         | ～9/30                                       | 10/1～                                       |
|------------|---|---|
| 診察         | 自己負担あり（保険診療）                                | 自己負担あり（保険診療）                                |
| 検査         | 自己負担あり（保険診療）                                | 自己負担あり（保険診療）                                |
| 画像（レントゲン等） | 自己負担あり（保険診療）                                | 自己負担あり（保険診療）                                |
| コロナ治療薬     | 無料（公費負担）                                    | 自己負担あり（一部公費負担）                              |
| 解熱剤等のお薬    | 自己負担あり（保険診療）                                | 自己負担あり（保険診療）                                |
| 処方箋料等      | 自己負担あり（保険診療）                                | 自己負担あり（保険診療）                                |
| （入院）治療費    | 自己負担あり（保険診療）<br>一部公費負担（最大2万円）<br>※高額療養費支給対象 | 自己負担あり（保険診療）<br>一部公費負担（最大1万円）<br>※高額療養費支給対象 |
| （入院）食事     | 自己負担あり（保険診療）                                | 自己負担あり（保険診療）                                |

※加入する医療保険制度における月の高額療養費算定基準額（高額療養費制度の自己負担限度額）から、原則1万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、一部自己負担額を補助する制度です。

**通常の保険診療であることから、患者さん個々の症状により検査内容や処方内容が異なる可能性があり、その内容により自己負担額が変わりますので、予めご承知おきください。**